

議員提出議案第1号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年11月28日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	山 本 俊 明
賛成者	同	高 橋 延 幸
	同	村 瀬 公 大
	同	善 本 真 人
	同	佐 藤 恵
	同	室 伏 寿 美 夫
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

人事院勧告に基づき国家公務員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、町職員の同支給割合を改正することを踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。